

- 第六條 一、原籍、住所、氏名、年齢、家族  
 一、他ノ工場ニ於テ雇傭中又ハ扶助中ノ有無  
 一、本人ノ經歷  
 一、兵役關係  
 一、健康狀態  
 一、其他工場法ニ抵触セザルモノ
- 前條ニ依リ雇入決定シタル者ハ身元保證人壹名ヲ定メ連署ノ上本社ニテ定ムル様式ノ誓約書ヲ三日以内ニ提出スルモノトス
- 第七條 但、戶籍謄本、又ハ戶籍抄本、若クハ身元證明書ヲ徵スルモノトス  
 新ニ雇入ル、者ニシテ其技術判明セザル者ハ一ヶ月乃至二ヶ月間試験的ニ就業セシメ然ル後本社従業員トシテ雇入ル、モノトス
- 第八條 但、試験中ニシテ従業員名簿ニ登録セザル者ハ臨時雇ト同一ノ取扱ヲナスモノトス  
 雇入手續ヲ了リタル者ハ従業員名簿ニ登録スルモノトス
- 第九條 改姓、改名、轉居、其他身分上ニ變更ヲ生ジタル時ハ其旨直ニ届出ヅベシ

## 第十條

従業員名簿ハ就業時間外ニ於テ従業員ノ請求アリタルトキ其者ノ分ニ限り閲覧セシムルモノトス

## 第十壹條

自己ノ従業員名簿ニ誤謬アル事ヲ發見シタル時ハ直ニ其訂正ヲ請求スベシ  
 従業員自身ノ都合ニヨリ解雇ヲ希望スル時ハ少ナクモ一週間以前ニ理由ヲ明カニシ其旨願出ヅベシ

## 第十貳條

但、前項ノ場合ニ於テハ解雇ノ許可アル迄ハ平日ノ通り執務スベキモノトス  
 本社業務ノ都合ニヨリ解雇スル時ハ前以テ之ヲ通告シ且ツ後章規定ノ解雇手當ヲ給スルモノトス

## 第十參條

左記各項ノ一ニ該當スル者ハ解雇スル事アルベシ

- (但、此ノ場合ハ解雇手當ヲ受クル資格ナキモノトス)
- 一、上長ノ命令ニ違背シタル者
  - 一、不正ノ行爲アリタル者
  - 一、本社各規定ニ違背シ若クハ法律上ノ制裁ヲ受ケタル者
  - 一、本社ノ許諾ヲ得ズシテ同種若クハ他ノ業務ニ従事シタル者